



ステップ2

審査状況を確認

・・・ 7ページ

参

考

(参考)報告書等の提出窓口・お問い合わせ先 ・・・ 8ページ

愛知県環境局環境政策部水大気環境課



す。

事務の概要

(1) 措置等報告書の作成

- ① ファイルのダウンロード
 - ・下記アドレスにより「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第 7第1項に定める措置等報告書」のホームページ中の「措置等報告書の様式」を表示 ・「特定荷主等・特定旅行業者用[Excelファイル]」をダウンロードしパソコンに保存(図A) (事業所ごとの報告が難しく、複数事業所の一括報告をする場合は、特定荷主等一括報 告用[Excelファイル])

〈HPアドレス〉

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokoninusihokoku.html



- ② 入 力
 - ・ファイルを開き、事業者・事業所情報を始め非適合車の不使用にかかる要請・確認の 状況等を入力する。オレンジ色のセルは入力する。
 - ・関連性チェックにより、エラーとなったピンク色のセルは、確認修正する。

(2) あいち電子申請・届出システムにアクセス

愛知県公式Webサイト(https://www.pref.aichi.jp/)から「電子申請・届出」 をクリック。

| C → (1) https://www.pref.aichi.jp/ | ⑦ 愛知県公式Webサイト × | | | - □ × ☆☆© |
|---|--|--|--|--------------|
| 77-1ルD 編集(D) 表示(Y) お気に入り(A) ツールD ヘルブ(E) ファミフレネット あしち。 F A M I F U R E N E T A I C H I | です。 愛知県生産学習情報システム 学びネットあいち | 滞理生活情報 あいち暮らしWEB | <u>あい5女性の</u> 活躍促進応援サイト | ^ |
| 相談窓口・広報 | オンラインサービス | 県の情報 | | |
| ・ <u>各種相談窓口(相談先が分からな)</u> 場合もこちら) ・各所属業務一覧 | 施設予約 電子申請・届出 電子申請・出 | ・ 県の ・ ・ ・ | <u>紹介・シンボル・県日歌</u> ・契約・ <u>公売</u> 情報 | クリック |
| バブリックコメント 県政への御提言 | ■ <u>1000</u> (00.5)CC ● 電子調達(00.6)C ● マップあいち ● オープンデータカタ ● 愛知県法規集 | 2¥ | 1972 | Тор |
| 広告 バナー広告について | #n.s#a 英知で住宅建てるなら で 電影 で 電影 変知県 で 電影 | | 80177858-1529 0120-200-500 203 | |

(3) 措置等報告書の提出

①手続き検索・選択



・手続き名に「措置等報告書」と入力し、「Q」をクリック。

・検索結果に「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 に基づく措置等報告書」が表示されるので、選択。

| o 愛知 県 | あいち電子申請・届出システ ム | ٩ | 措置等報告書 | 💄 愛知 太郎 |
|------------------------------|------------------------------|--------------------|--|---------------------|
| 手続きを | た検索する | | | |
| Q 措置等 | 報告書 | | | |
| 検索結果: | | | タグで絞り込む: | |
| 全1件 | | 44 000 | # くらし・安全・環 | 境 |
| 員初目動 等報告書 貨物自動車 | 単寺の単種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に基づく計 | 盲直 等(※1) | <u># 観光・文化・スポ</u> <u># 健康・福祉</u> <u>#</u> | <u>ーツ</u> 教育・子育て |
| 及び特定が | 衍業者(※2)が届け出るものです。 | | <u># しごと・産業</u> | <u># 県政情報</u> |

・画面の下方にある「リンク集」の中から報告書の提出先の所属の手続きフォームを 選択。提出先が分からない場合は「様式・提出窓口」を選択。

| ② 愛知県 あいち電子申請・届出システム | |
|--|--------------------------------|
| | |
| 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する 報告書 | 要綱に基づく措置等 |
| 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に規定する特 業者(※2)が届け出るものです。 | 愛知県 あいち電子申請・届出システム |
| 最終更新日:2025年04月01日 | リンク集 |
| 誰のための手続きか | |
| この手続きは次の方を対象としています。 | び愛知県Webページ |
| 特定荷主等※1及び特定旅行業者※2 | l ² 荷主等・旅行業者の取組内容 |
| 詳細な要件について ※1 特定荷主等とは、荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等す | □ 様式・提出窓口 |
| で、父は病人等をする初品を連送させる者であって、員本金の額等が3 域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が る事業所を有するもの。 | ☑ 東三河総局環境保全課 手続きフォーム |
| ※2 特定旅行業者とは、対策地域内に営業所を有する第一種旅行業者で て対策地域内で対象自動車を利用するもの。 | □ 尾張県民事務所環境保全課 手続きフォーム |
| 手続きの期限について | Ⅰ 海部県民事務所環境保全課 手続きフォーム |
| | び知多県民事務所環境保全課 手続きフォーム |
| | [ご] 西三河県民事務所環境保全課 手続きフォーム |
| | [5] 西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 手続きフォーム |

②Grafferアカウントの利用の有無の選択

- ・メールアドレスの入力のみで申請する方は、「アカウント登録せずにメールで申請」を選択。メールアドレスを入力して「確認メールを送信」を選択し、受信したメールに掲載されたリンクを選択。
- ※Grafferアカウントを新規登録又は利用して申請する方は、「新規登録またはログインして申請」を選択。新規登録方法は、「【参考】Grafferアカウントの新規登録」参照。



③申請

- ・手続き申込画面で必要事項を入力。「措置等報告書の添付」では作成したファイルを 選択。
- ・入力内容を確認後、「この内容で申請する」ボタンをクリック。

④申請受付メールを確認

- ・申請後、次の件名で確認メールが送信されます。本文に申請の詳細を確認できるURL が添付されているため、6月30日まで大切に保管してください。
 - **件名**:愛知県 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に 基づく措置等報告書[(提出先名称)] 申請受け付けのお知らせ

【参考】Grafferアカウントの新規登録

・「Grafferアカウントをお持ちでない方」の「新規アカウント登録」ボタンをクリック。

| | ログイン |
|----------------------------|--|
| | Grafferアカウントをお持ちの方 |
| <u>Grafferアカ</u> うえ、同意し | <u>ウント規約</u> [2] <u>プライバシーポリシー</u> [2] をお読みの てログインしてください。 |
| G | Googleでログイン |
| | LINEでログイン |
| Graffer | メールアドレスでログイン |
| | ログイン方法について教えてください |
| | GビズIDでログインする |
| | Grafferアカウントをお持ちでない方 |
| Grafferアカウ できます。ア | シントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認が カウント登録は無料です。 |
| | 新規アカウント登録 |
| | |

・「外部サービスで登録」又は必要な情報を入力してGrafferアカウントを作成する。

| | 新規アカウント登録 |
|--|---|
| | 外部サービスで登録 |
| <u>Grafferアカ</u> うえ、同意し | <u>コウント規約</u> 【2) プ <u>ライバシーポリシー</u> 【2)をお読みの ってご登録ください。 |
| G | Googleで登録 |
| | LINEで登録 |
| | 外部サービスでの登録とは2 |
| | 情報を入力して登録 |
| すべての項目 | 目を入力し、アカウント登録に進んでください。 |
| | |
| | 名 2 2 3 |
| 姓 🛛 🔊 | 名 201 ノス 201 |
| 姓 ●■ メールアドレ パスワード ^{8文字以上50文=} | ▲ ●■ →ス ●■ →ス ●■ ●■ ▶ |
| 姓 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● | 名 ※第 ノス ※第 ** ** ** ** *を表示 ** |
| 姓 ● ● ● メールアドレ バスワード ⁵ ⁵ ⁵ ⁵ ⁵ ⁵ ⁵ ⁵ ⁵ ⁵ | 名 ●■ →ス ●■ →ス ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ ●■ |

・この画面が表示された後、登録したメールアドレスに<u>noreply@mail.graffer.jp</u>から届く「【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ」という件名のメールを開く。



・メールに記載されたURLにアクセスし、以下の画面が表示されればアカウントの登録は 完了。「<u>こちらからログインしサービスをご利用ください。</u>」を選択して、電子申請・届出 システムにログインする。





審査状況を確認

・申請の詳細を確認できるURLにアクセスして、対応ステータスを確認。 ※「受付済」の状態であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

→申請基本情報の「対応ステータス」により

| Γ | 受付済 | 」 ⇒ | 審査中 |
|---|------|----------------------|----------------|
| Γ | 処理中 | ightarrow ightarrow | 申請内容を確認中 |
| Γ | 差し戻し | 」 ⇒ | 申請のやり直し等を求めた状態 |
| Γ | 完了 | 」 ⇒ | 申請に対する処理が完了 |

| 申請番号 | | Ē | 請を取り下 | げる |
|-----------------------|------|---|-------|----|
| 申請基本情報 | 申請内容 | | | |
| 申請先 | | | | |
| | | | | |
| 対応ステータス 受付済 | | | | |
| 手続き名称 | | | | |
| | | | | |
| 申請者情報 | | | | |
| 種別 | | | | |
| メールスドレス | | | | |

▼▼措置等報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

措置等報告書の提出先については、以下の表を参照してください。 なお、名古屋市内の事業所については、名古屋市環境局大気環境対策課、岡崎市内の事 業所については、岡崎市環境部環境保全課へ提出してください。

| 機関名 | 所管市町村 | 住所 | 電話 |
|---------------------------------|---|---------------------------------|--|
| 東三河総局県民環境部 環境保全課 | 豊橋市、豊川市(旧一宮町 を除く。)、蒲郡市 | 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 | 0532-54-5111 (代表) |
| 尾張県民事務所 環境保全課 | 環境保全第一グループ 一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市(旧祖父江町を除く)、 岩倉市、清須市、 北名古屋市、豊山町、 大口町、扶桑町 環境保全第二グループ 瀬戸市、春日井市、 小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、 長久手市、東郷町 | 〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 | 環境保全第一グ ループ 052-961-7254 環境保全第二グ ループ 052-961-7255 |
| 海部県民事務所 環境保全課 | 津島市、愛西市(旧立田村 及び旧八開村を除く。)、弥 富市、あま市、大治町、蟹 江町、飛島村 | 〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 | 0567-24-2131 (ダイヤルイン) |
| 知多県民事務所 環境保全課 | 半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町 | 〒475-8501 半田市出口町 1-36 | 0569-21-8111 (代表) |
| 西三河県民事務所 環境保全課 | 環境保全第一グループ 西尾市(旧吉良町、旧一 色町、旧幡豆町を除く。)、 幸田町 環境保全第二グループ 碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市 | 〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 | 環境保全第一グ ループ 0564-27-2875 環境保全第二グ ループ 0564-27-2876 |
| 西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 | 豊田市(旧藤岡町、旧小原 村、旧足助町、旧下山村、 旧旭町及び旧稲武町を除 く。)、みよし市 | 〒471-8503 豊田市元城町 4-45 | 0565-32-7494 (ダイヤルイン) |